

# 第82回長野市都市計画審議会議事録

日時：令和4年2月10日（木）  
午後2時

場所：第二庁舎10階  
講堂

長野市都市整備部都市政策課



## 第82回 長野市都市計画審議会 次第

日 時 令和4年2月10日（木）午後2時

場 所 第二庁舎10階 講堂

1 開 会

2 長野市あいさつ

3 議 事

### (1) 審議事項

議案1号 長野都市計画計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について  
(付議案件)

議案2号 長野都市計画区域区分の変更について（県決定）

議案3号 長野都市計画用途地域の変更について（市決定）

議案4号 長野都市計画特別用途地区の変更について（市決定）

議案5号 長野都市計画区域において建築基準法第22条により指定する区域の変更について（付議案件）

議案6号 長野都市計画下水道の変更について（市決定）

### (2) その他

4 そ の 他

5 閉 会

◎長野市都市計画審議会委員

- 1 番 高瀬 達夫 (信州大学工学部土木工学科 准教授) =欠席  
2 番 柳沢 吉保 (長野工業高等専門学校教授)  
3 番 酒井 美月 (長野工業高等専門学校准教授)  
4 番 跡部 美幸 (長野県司法書士会長野支部司法書士)  
5 番 伊東 亮一 (公益社団法人長野県建築士会ながの支部副会計幹事)  
6 番 三井 経光 (長野市議会議員)  
7 番 金沢 敦志 (長野市議会議員)  
8 番 グレート無茶 (長野市議会議員)  
9 番 竹内 茂 (長野市議会議員)  
10番 鈴木 洋一 (長野市議会議員)  
11番 堀内 伸悟 (長野市議会議員)  
12番 伊藤 隆三 (長野商工会議所 副会頭)  
13番 宮澤 清志 (ながの農業協同組合代表理事組合長)  
14番 酒井 國夫 (長野市民生委員児童委員協議会)  
15番 挟間 孝 (NPO法人ヒューマンネットながの理事長)  
16番 伊藤 宗正 (長野市商工会 副会長)  
17番 永江 浩一郎 (国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長)  
代理 三浦計画課長  
18番 吉川 達也 (長野県長野建設事務所 所長)  
19番 熊谷 猛彦 (長野中央警察署 署長)  
代理 江本交通第二課長  
20番 青木 保 (長野市農業委員会 会長)

---

◎説明のための出席者

都市整備部長	岩 片	弘 充
都市政策課長	桑 原	武 彦
都市政策課長補佐	宮 下	伊 信
都市政策課係長	藤 澤	大 輔
都市政策課係長	小 林	竜 太
都市政策課技師	中 澤	大 輝
建築指導課長	前 田	伸 一
建築指導課長補佐	三 浦	敦
建築指導課係長	吉 澤	直 樹
下水道整備課長	大 林	則 男
下水道整備課長補佐	荒 井	大 輔
河川課長補佐	清 水	永 一

◎事務局出席者

都市政策課長補佐	竹 内	健 一
都市政策課主事	松 木	佑太郎
都市政策課主事	高 木	茉 央

---

◎開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから第 82 回長野市都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務める都市政策課の竹内と申します。初めに、本日の審議会は公開となりますのでご了承ください。会議に先立ち、定足数の確認を申し上げます。長野市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、定足数は委員 20 名の過半数です。本日ご出席の委員は現在 19 名ですので、会議は成立となります。なお、高瀬委員から欠席のご連絡をいただいております。

まず、資料の確認をお願いします。過日、郵送でお届けいたしましたがお持ちでない方はいらっしゃいますか。本日は資料数が多いため、不足がありましたら議事の途中でも構いませんので事務局へお知らせください。なお、資料に 1 点訂正がございます。説明資料①から④の右上及び資料表紙ですが、議題 1 号、議題 2 号という表記となっております。正しくは、議案第 1 号、議案第 2 号です。よろしく願いいたします。それでは、お手元の次第に従って進めます。

初めに、都市整備部部長の岩片からご挨拶を申し上げます。

---

◎長野市あいさつ

○事務局 都市整備部長の岩片でございます。本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。また、本審議会をはじめ長野市政にご理解ご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

本日は、長野都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてなど、6 件の議案をご審議いただきます。後ほど担当からご説明いたしますので、多くのご意見、ご助言を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

先日節分を迎えたところではございますが、厳しい寒さが続いております。また、長野県をはじめ全国各地に、特措法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されております。委員の皆様方にはご自愛いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、簡単ではございますが挨拶といたします。

○司会 本日はいつもの放送設備がありませんので、発言される際は挙手をお願いいたします。事務局の職員が、お席までマイクをお届けいたします。ご不便おかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります。審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、柳沢会長に議長をお

願います。

---

◎議事

○議長 委員の皆様方にはお忙しい中、また足元の悪い中、ご出席いただきありがとうございます。次第のとおり、本日は審議事項が6件となっております。皆様からご意見をいただきながら、実りある会議にしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、時期的にまん延防止等もありますので、円滑な進行にご協力ください。

本日の議事録の署名ですが、宮澤清志委員と伊藤宗正委員にお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号 長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全方針の変更について、議案第2号 長野都市計画区域区分の変更について、以上の2件は県決定です。また、議案第3から5までは市決定です。議案第3号 長野都市計画用途地域の変更について、議案第4号 都市計画特別用途地区の変更について、議案第5号 長野都市計画区域において建築基準法第22条により指定する区域の変更について、これは付議案件です。以上5件は関連がありますので、事務局から一括で説明をお願いします。

○事務局 都市政策課の中澤と申します。私から議案1号長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、議案2号長野都市計画区域区分の変更について、議案3号長野都市計画用途地域の変更について、議案4号長野都市計画特別用途地区の変更について、4つ続けてご説明いたします。

最初に資料の説明です。各資料の右上に資料番号を記載しており、資料1-1、資料1-2は冊子です。続いて、資料1-3はA4サイズの紙1枚です。次に、資料2-1から資料2-6はまとめてホチキス止めしており、資料2-1の下に資料2-2、資料2-3と続いております。なお、資料3-1から資料3-6と資料4-1から資料4-6も同様にまとめております。また、各議案の説明用の資料をとして説明資料①から④まで4種類ございますが、パワーポイント上下2枚ずつ印刷したものです。こちらはスクリーンに映しながら説明いたしますので、お手元の資料と見やすい方をご覧ください。

それでは、議案1号長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について説明いたします。説明資料①及び資料1-1をご用意ください。なお、以降の説明においては、長野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を説明資料①の1ページのとおり「区域マスタープラン」と言い換えます。また、本議案は長野県決定の案件で、県知事からこの都市計画変更についての長野市意見を求められており、市が意見提出にあたり本審議会にご審議をお願いするものです。

説明資料①の2ページをご覧ください。区域マスタープランは長野県が都市計画区域ごとに、広域的・総合的な観点から都市計画の基本的な方針を定めるものです。内容は大きく3

つに分かれており、1つ目が都市計画の目標、2つ目が区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、3つ目が主要な都市計画の決定方針です。今回の変更は、上位計画である長野県都市計画ビジョンの改定や近年激甚化・頻発化する豪雨災害などによる影響から、まちづくりのあり方が再検討されたことにより、変更が行われることとなりました。

続いて、概要を説明いたします。説明資料①の3ページをご覧ください。説明資料①の3ページ及び4ページ目の内容は、資料1-1の内容をまとめたものです。各項目の横に資料1-1に対応するページを記載したので、そちらも併せてご覧ください。なお資料1-1の各ページ下に「長野-1、長野-2」といったページ番号がありますが、末尾の数字がページ数です。

まず、1の都市計画の目標についてです。資料1-1では1ページ目の内容です。(1)の都市計画区域の範囲と目標年次ですが、範囲は長野市の一部である長野都市計画区域を対象にしております。また、目標年次は都市計画の基本的な方向を令和17年、市街化区域の規模や都市施設等の整備目標を令和7年としております。

(2)都市づくりの基本理念についてです。資料1-1では1ページから2ページの内容です。都市づくりの基本理念は「災害に強く自然と共生した安全・安心な都市づくり、歴史と文化の広域交流都市づくり」の2つを定めております。これは長野市が豊かな自然を有し、善光寺・城下町松代など歴史的・文化的に多様な資源に恵まれた都市であることや、令和元年東日本台風における浸水被害を受けて、災害に強いまちづくりが求められていることをふまえて定めたものになります。

続いて、都市づくりの目標についてです。資料1-1では2ページと3ページの内容です。これは将来的に長野市がどのような都市を目指していくのかを明らかにし、その目標を定めたものです。都市づくりの目標として、自然と共生し、調和した都市づくり、安全・安心できる都市づくり、活力と賑わいの持続する都市づくり、協働による個性ある都市づくりの4つを定めております。

(3)地域ごとの市街地象についてです。資料1-1では3から6ページの内容です。ここでは長野都市計画区域を4つの地域に分け、目標を定めています。1つ目が都市拠点で、各地域の主要駅の周辺のエリア、2つ目がその他の市街地で、利用客の多い鉄道駅を中心とした市街地のエリア、3つ目がふるさとの農用地で、農村部を中心としたエリア、4つ目が自然と共生するゾーンで、森林が多く立地している自然豊かなエリアです。また、説明資料①の3ページ右側の図がこれらの都市構造をまとめたものです。①の都市拠点が赤い丸、②のその他の市街地がベージュ、③のふるさとの農用地が黄色、④の自然と共生するゾーンがうす緑で表示されています。このように地域ごとに目標を定めることにより、地域の特性を活かしたまちづくりを目指します。

説明資料①の4ページをご覧ください。2の区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針についてです。資料1-1では7ページと8ページの内容です。まず、区域区分



の決定の有無についてです。区域マスタープランでは市街化区域と市街化調整区域に分ける区域区分を決定することができますが、今回の区域マスタープランの変更にあたっては継続して区域区分を定めることとしています。これは、本市が区域区分の設定により市街化調整区域の無秩序な開発を抑制し、農林業との良好な調整のもとに、整備、開発及び保全を行ってきた経緯があり、今後も良好な市街化を図るため継続して区域区分を定めるものです。次に、区域区分の方針についてです。資料1-1では8ページと9ページの内容です。ここでは、基準年の平成27年の10年後の令和7年の人口、産業の規模及び市街化区域の面積を推計しております。各数値につきましては資料のとおりで、各表の真ん中の列が平成27年の数値、一番右の列が令和7年の推計値となっております。

続いて、3の主要な都市計画の決定の方針についてです。資料1-1では10ページから28ページの内容です。ここでは土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全の4つの主要な都市計画の決定の方針について定めています。なお、時間の都合上、各項目の詳しい内容については省略し、大まかな概要について説明いたします。

まず、(1)の土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針についてです。資料1-1では10ページから14ページの内容です。ここでは住宅地、商業地、工業地など用途ごとにゾーン分けをし、その地域の特性に合わせて土地利用の方針を定めています。また、市街地における建築物の密度や住宅建設の方針の他に、市街化調整区域の土地利用の方針を定めています。

続いて、(2)の都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針についてです。資料1-1では15ページから20ページの内容です。主な内容として、交通施設については高速道路や新幹線などの高速交通網を生かしながら計画的に交通体系の整備を推進することや、都市計画道路は整備目標として概ね10年以内に整備を予定する施設などを定めています。また、下水道や河川などの水質保全のため整備方針を定めるほか、健康で文化的な都市生活に必要な施設整備を進めるための方針が記載されています。

続いて、(3)の市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針についてです。資料1-1では21ページ、22ページの内容です。主な内容として、中央通りを軸とした中心市街地と北長野駅前地区、篠ノ井駅前地区を位置付け、中心市街地活性化や地域拠点の活性化のために市街地再開発事業や土地区画整理事業を実施すること。また、それにより合理的かつ効率的な土地利用を図るための土地の高度利用と都市機能の更新を図ることなどが記載されています。

続いて、(4)の自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針についてです。資料1-1では23ページから27ページの内容です。主な内容として、長野市が持つ自然・歴史などの多様な資源を将来に渡って維持するとともに、国が推進しているグリーンインフラへの取り組みや「長野市緑を豊かにする計画」の方針に基づき、緑を身近に感じることのできる緑豊かなまちを目指すことや、緑地や都市公園の配置方針などを定めています。

続いて、説明資料①の4ページ右側の図をご覧ください。こちらが先ほどお話しした4つの方針についてまとめた図です。この図では住宅地、商業地、工業地など色分けして表記されておりますが、このエリアごとに方針を定めています。また、交通施設、幹線道路、公園等については既に整備してあるもの、10年以内に整備するもの、10年以降に整備するものに分類されており、この方針にしたがって整備することを目標としています。議案1号の区域マスタープランについての説明は以上です。参考として、資料1-2に前回の区域マスタープランと比較した新旧対照表、資料1-3に経緯の概要がありますので別途ご覧ください。

続いて議案2号長野都市計画区域区分の変更について説明いたします。説明資料②及び資料2-1をご用意ください。本議案も議案1号と同様に県決定の案件で、知事から都市計画変更案についての市の意見を求められており、本審議会にご審議をお願いするものです。

説明資料②の2ページをご覧ください。まず、区域区分についてですが、都市計画法第7条に定められており、無秩序な開発を防ぎ、快適な都市環境づくりを計画的に進めることを目的として市街化区域と市街化調整区域の区分を定めるものです。市街化区域とはすでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域で、市街化調整区域とは市街化を抑制すべき区域となります。また、区域区分は昭和46年に決定されて以来、これまでに6回の変更が行われています。

続いて、資料2-2をご覧ください。今回の区域区分の変更理由ですが、議案1号の区域マスタープランの変更において、継続して区域区分を定めることとなったことから、市街地の動向や人口・産業の発展状況等を勘案し、既存市街地の周辺部の区域について区域区分の見直しを行うものです。

続いて、資料2-4及び説明資料②の3ページをご覧ください。今回の区域区分の変更では県及び市の見直し方針に整合し、スケジュールに合致する地区の中から川中島町御厨地区を選定しました。川中島町御厨地区は既に市街地を形成しているため、即時編入可能な候補地であり、市街化調整区域から市街化区域に編入いたします。続いて資料2-5をご覧ください。こちらが計画図です。今回の編入では道路中心、水路中心、筆界及び既存市街化区域界で区域を決定しております。議案2号についての説明は以上です。

続いて議案3号長野都市計画用途地域の変更について説明いたします。説明資料③及び資料3-1をご用意ください。本議案は長野市決定の案件となります。

資料3-1をご覧ください。今回の用途地域の変更の計画書です。赤字で表記した第二種中高層住居専用地域及び準工業地域の変更を行います。

続いて、資料3-2をご覧ください。変更理由ですが、議案2号の区域区分の変更に伴い市街化区域に編入された川中島町御厨地区について、現在の土地利用や建築物の立地状況を考慮して周辺環境との調和を図るため用途地域を定めるものです。

続いて、資料3-5及び説明資料③の2ページをご覧ください。今回の変更では、既存市街化区域の用途地域及び現在の土地利用状況や建築物の立地状況等を考慮し、区域西側は住

宅や事務所が混在していることから、今後も住環境の保護を図るため第二種中高層住居専用地域に、区域東側は現在の土地利用状況を維持しながら、今後も商業・工業・流通業等の複合的な土地利用を図るため準工業地域としております。なお、第二種中高層住居専用地域と準工業地域の堺は、都市計画道路の境界線から西側に75メートルの位置となっております。議案3号についての説明は以上です。

議案4号長野都市計画特別用途地区の変更について説明いたします。説明資料④及び資料4-1をご用意ください。本議案も長野市決定となります。

資料4-1をご覧ください。今回の特別用途地区の変更の計画書です。赤字で表記したとおり、大規模集客施設制限地区の面積が653haに変更です。

続いて、資料4-2をご覧ください。変更理由ですが、本市では準工業地域全域について、特別用途地区として大規模集客施設制限地区を定めております。今回の変更は議案3号用途地域の変更において、川中島町御厨地区の用途地域の変更に伴い、一部が準工業地域に定められたことから、新たに大規模集客施設制限地区を定めるものです。

続いて、資料4-5及び説明資料④の2ページをご覧ください。今回の変更では新たに市街化区域に編入された区域のうち、準工業地域に定められた約3.4haについて大規模集客施設制限地区を定めるものです。

最後に、議案1号から4号の変更案の縦覧結果及び今後のスケジュールについてご説明させていただきます。説明資料④の3ページをご覧ください。まず、縦覧についてですが、期間は令和4年1月13日木曜日から28日金曜日まで、場所は都市政策課、川中島支所、県都市・まちづくり課、長野建設事務所計画調査課の4か所で行われました。なお、本資料を送付した際は縦覧期間中でしたが、結果として縦覧者及び意見書を提出された方はいませんでした。また、今回の議題に対する地元からの反対意見等もございませんでした。

続いて今後の予定について、説明資料④の4ページをご覧ください。県決定の変更案については本審議会のご意見をふまえ、長野市から県に対し意見回答を行ったのち、県の都市計画審議会及び国土交通大臣との協議があります。その後、県決定、市決定ともに令和4年の5月上旬に決定告示を行う予定です。議案1号から4号までの説明は以上です。

○事務局        それでは、議案5号、長野都市計画区域によって建築基準法第22条により指定する区域変更について説明いたします。

資料をご覧ください。まず、建築基準法第22条について説明いたします。資料下段の枠内をご覧ください。1つ目のマル、第一項、市街地の延焼等の防止を目的に、防火地域や準防火地域以外の市街地のうち、特定行政庁が指定する区域では、建築物の屋根は法が定める構造方法等で作らなければならないとされております。これに基づき、長野市は防火地域と準防火地域を除く市街化区域全域をこの区域に指定して参りました。区域を指定する場合は2つ目のマル、同条第2号に基づき、都市計画審議会の意見を聴かななければならないとされておりますことから、資料上段に記載いたしました今回新たに市街化区域に編入する川中島町

御厨地区を 22 条の指定区域に追加することにつきまして、本都市計画審議会のご意見を伺うものです。この追加に伴う変更前後の区域面積は、資料記載のとおりです。なお、区域指定に伴う屋根や外壁の防火に関する具体的な規制ですが、屋根については通常の火災による火の粉により、有害な燃え上がりや屋内に達する燃え抜けを生じないものであることとされており、具体的には、瓦や金属盤等の不燃材料で葺くなどしなければなりません。また、下段枠内の 3 つ目のマル、第 23 条の規定により、外壁についても第 22 条の区域内においては、木造建築物等の外壁で延焼の恐れのある部分を、通常の火災により一定時間加熱しても、耐力上支障のある変形、熔融、破壊、その他の損傷を生じない構造とすることなどと規定されており、具体的には鉄製の網を下地とし、厚さ 20 ミリ以上でモルタルを塗る、あるいはセメントを高温で板状に焼き固めた材料で厚さ 15 ミリ以上のものを張るなどの構造工法が定められております。建築基準法第 22 条により指定する区域変更について説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。議案 1 号から 5 号まで説明いただきました。この件については第 79 回にも事前説明があり、皆さんからご意見をいただき事務局から回答があったものです。改めて決定のためのご意見や、そして市決定ですのでご意見等お願いいたします。ただいまの議案 1 号から 5 号についてご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。

一度、丁寧な説明があり皆さんからご意見、事務局から回答があったので特にないでしょうか。それでは順番に採決を取りたいと思います。

まず、議案 1 号から採決を行います。挙手による方法で行いたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。(異議なし)では、挙手による採決を行います。まず、議案 1 号に賛成の委員は挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案 1 号は原案どおり決定します。

続いて、議案 2 号の採決を行います。賛成の委員は挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案 2 号は原案どおり決定いたします。

議案 3 号の採決を行います。賛成の委員は挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案 3 号は原案どおり決定いたします。

議案 4 号の採決を行います。賛成の委員は挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

最後に、議案 5 号の採決を行います。賛成の委員は挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案 5 号は原案どおり決定いたします。ありがとうございます。

それでは、議案 6 号 長野都市計画下水道の変更について、こちらも市決定です。事務局から説明をお願いします。

○事務局 上下水道局下水道建設課長の大林と申します。議案 6 号 長野都市計画下水道の変更について説明いたします。昨年 11 月の本審議会でも事前説明いたしました下水道排水区域の変更と雨水ポンプ場の施設面積の変更について本日も審議いただきます。都市計画下水道の変更領域についてですが、計画の内容自体は前回の事前説明から変わっておりま

せん。

それでは、資料6をご覧ください。まず1ページ目ですが、1. 下水道の名称 長野市公共下水道です。2. 排水区域は相関図表示のとおりとありますが、後段の資料で説明いたします。3. 下水管渠については、今回変更はございません。

2ページ、3ページ目をお願いします。4. その他の施設 として3ページ目、西田川ポンプ場の備考欄に施設面積が約1,360平方メートルに変更となっております。続きまして4ページ目をお願いします。4ページ目は変更の理由です。具体的な変更理由は、四角い枠で囲んだアンダーラインの箇所をご覧ください。1つ目は城山地区にあります城山及び蟻ヶ崎小規模排水処理施設の2地区を、下水道排水区域に編入し、汚水処理の効率化を図るものです。

2つ目は篠ノ井杵淵地区と川中島町地区の一部の下水道未整備区域を下水道排水区域に編入し、汚水処理の効率化を図るものです。最後に3つ目は、松代排水区西田川ポンプ場において、電気室の改築に伴う配置計画の見直しを行った結果、事業用地の拡張が必要となるため、施設面積を変更するものです。個々の変更の内容は、後段の資料でご説明します。

5ページをお願いします。都市計画下水道の変更に関するスケジュールです。基本説明会は平成29年4月から令和3年3月にかけて行いました。長野県知事事前協議は昨年10月に実施し、異存なしの回答をいただきました。公聴会開催の報告及び素案の立案を昨年10月に実施しましたが法律の申し出がなく、公聴会は中止となりました。また、昨年12月に長野県知事協議の申し出を行った後、計画案の報告及び縦覧を実施しましたが、意見書の提出はありませんでした。長野県知事協議は1月24日に行い異存なしの回答をいただきました。その後、本日の審議会に至っており、ご承認いただければ、3月中旬に都市計画決定の告示を行います。

6ページをご覧ください。左側のページが今回の新たな案、右側のページがこれまでの旧案です。6ページ、7ページ、8ページ、9ページ目は今回変更ありません。10ページ、11ページをお願いします。表の一番上、西田川ポンプ場の備考欄にあります施設面積がこれまでの約780㎡から今回、約1,360㎡に変更となります。また、12ページには汚水の総括図として変更箇所を記載しております。また、13ページ目は雨水の総括図として変更箇所を2か所記載しております。それぞれの変更の内容は次のページからご説明いたします。

それでは、14ページをお願いします。14ページ以降は事前説明の資料と同じものになりますが、個々の変更内容をご説明いたします。なお、このページからA4上下2段の構成となり、ページ番号は各ページの右上にございます。14ページ目は変更箇所の一覧です。上段の表が汚水排水区域の変更、下段の表2が雨水排水区域の変更です。

15ページをお願いします。①豊野町大倉地区 は既存の排水施設を維持管理していくよりも、最寄りの公共下水道まで下水道管本管を接続していくほうが経済的に有利となるため、この事業を実施するために公共下水道に編入し、汚水排水区域に追加するものです。

16ページ目をお願いします。②篠ノ井杵淵地区は、合併浄化槽類での整備区域ですが、公

共下水道による整備の方が経済的に有利なことから、汚水排水区域へ追加するものです。

17 ページ目、③川中島町御厨地区は、商業施設の敷地となっており、市街化区域編入に伴い公共下水道の整備を行うため、汚水排水区域に追加するものです。併せて、雨水排水区域としても追加するものです。

18 ページ目、④西田川ポンプ場は、松代町東寺尾地区にある雨水ポンプ場です。19 ページをお願いします。西田川ポンプ場の計画平面図です。ピンク色の範囲が既決定部分、赤色の範囲が今回変更部分です。施設面積は合計で 1,360 m<sup>2</sup>です。当ポンプ場の施設工事にあたり、計画平面図の赤色の範囲で用地を確保し、その用地で電気室を新設後、既設の電気室を取り壊す計画です。私からの説明は以上です。

○議長            こちらも以前、都市計画審議会で説明をしていただいた案件です。都市施設ですので、変更については変更手続きが必要ということで事務局から再度説明いただきました。ご意見ご質問等ございましたら、挙手をして発言をお願いします。

○委員            すいません。変更について異論のある話ではないですが、ちょっと気になったので教えてください。19 ページのポンプ場平面図で、既設の電気室が新設の電気室の所に移るので、新たな用地が必要という話ですが、新設の電気室は四角で囲んである箇所と思います。どうして取得地はこんな不思議な形になるのか、気になりました。どうして飛び出した長い部分が必要なのかを教えてください。

○事務局           はい。河川課の清水です。敷地の飛び出しについての質問でよろしいでしょうか。

○委員            多分、国道と接道するためにこの形で用地取得をするか、既にある場所を繋ぐということだと思います。今までは国道から繋がってないところで、図のピンク色の場所でもともと運用していたのを、新設の電気室を作るから国道に繋げ、その分こういった形の敷地になるという認識でいいですか。

○事務局           はい。おっしゃるとおりで、施設はもともとピンク色のところですが、今後の維持管理を考慮した結果、国道からのアクセスを確保したいということで、敷地をこのように設定いたしました。もともとあった電気施設については、取り壊す予定ですが、隣接のポンプ室等の維持管理のために、こちらの方をちょっと残しておく。そういうことで、敷地を拡張して新設の電気室を西に配置しました。

○議長            その他いかがでしょうか。今の質問は、特にこの案件について異議があるわけではないかと思えます。こちらも前回、丁寧に説明していただき、回答もあったものですので、ご意見等ないでしょうか。では、採決を取りたいと思えます。この議案についても挙手による方法で行いたいと思えますが、よろしいでしょうか。(異議なし)

では、挙手による採決を行います。議案第 6 号に賛成の委員は挙手をお願いします。全員賛成ですので議案第 6 号は原案通り決定といたします。

その他、委員の皆様から何かございますか。特になければ、以上で議事は全て終了となり

ますので議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

#### ◎閉会

○司会           ありがとうございました。ここで、次回の審議会についてご案内いたします。次回の審議会につきましては、3月23日水曜日午前10時からの開催を予定しております。詳細が決まりましたら、改めてご通知をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。終わりに、都市政策課長の桑原から閉会のご挨拶を申し上げます。

○事務局           都市政策課長の桑原です。委員の皆様には新型コロナウイルスまん延等重点措置が適用をされている中、また大変お足元の悪い中ご出席いただき、ご審議をいただきましてありがとうございました。本日、このような状況の中で時間短縮しての開催でしたが、委員の皆様からいただいたご意見などを参考にさせていただきながら進めて参りたいと思います。まだまだ寒い日が続いておりますので、皆様方におかれましてはご自愛いただき、ますます活躍されますようご祈念申し上げます。それでは以上をもちまして、第82回長野市都市計画審議会を閉会といたします。本日はありがとうございました